

## 運営規程

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス  
(指定居宅介護・指定重度訪問介護・指定行動援護・指定同行援護)  
ホームヘルパーステーション青空

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人楽晴会が設置するホームヘルパーステーション青空(以下「事業所」という。)において実施する障害福祉サービス(指定居宅介護・指定重度訪問介護・指定行動援護・指定同行援護)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障害児の意思及び人格を尊重し、利用者及び障害児の立場に立った適切な居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

\* 以下 障害福祉サービス(指定居宅介護・指定重度訪問介護・指定行動援護・指定同行援護)を居宅介護等という。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者及び障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者及び障害児の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者が行動する際に必要な援護、又その際に生じ得る危険を回避する為に必要な援護、外出時における移動中の介護、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びにこれらに付随する生活等に関する相談等を適切に行うものとする。

2 居宅介護等の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要な居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。

3 居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスに努めるものとする。

4 前三項のほか、障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及び障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令で定める)、その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名称 ホームヘルパーステーション青空
- (2)所在地 青森県三沢市栄町三丁目125番1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1)管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている居宅介護等の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2)サービス提供責任者 介護福祉士1名(常勤職員1名)

サービス提供責任者は、居宅介護等の計画を作成し、利用者、障害児及びその同居の家族にその内容を説明するほか、事業所に対する居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3)従業者 8名(常勤職員6名、うち1名兼務、登録ヘルパー2名)

従業者は、居宅介護等の計画に基づき居宅介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)営業日 月曜日から日曜日までとする。

(2)営業時間 午前7時から午後10時までとする。

※必要に応じては営業時間外でもサービス提供を致します。

(居宅介護等を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1)身体障害者(18歳未満の者を除く)

(2)知的障害者(18歳未満の者を除く)

(3)障害児(18歳未満の精神障害者を除く)

(4)精神障害者

(居宅介護等の内容)

第7条 事業所で行う居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

(1)指定居宅介護・指定重度訪問介護・指定行動援護・指定同行援護計画の作成

(2)身体介護に関する内容

ア 食事の介護

イ 排せつの介護

ウ 衣類着脱の介護

エ 入浴の介護

オ 身体の清拭、洗髪

カ 通院等の介助((3)の事業として実施する通院等の介助を除く。)

キ その他必要な身体の介護(移動中の介護等)

(3)通院等のための乗車又は降車の介助

(4)家事援助に関する内容

ア 調理

イ 衣類の洗濯、補修

ウ 住居等の掃除、整理整頓

エ 生活必需品の買い物

オ 関係機関との連絡

カ その他必要な家事

(5)日常生活支援に関する内容

日常生活全般に常時の支援を要する全身性障害者に対して、日常生活支援(身体介護、家事援助、見守り等の支援)を行う。

(6)行動援護に関する内容

障害者が行動する際に生じ得る危険を回避する為に必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行う。

(7)同行援護に関する内容

視覚障害により行動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄及び食事等の介護、その他の当該障害者が外出する際に必要な援護を行う。

(8)前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2)から(7)に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言

(利用者から受領する費用の額等)

- 第 8 条 居宅介護等を提供した際には、支給決定を受けた利用者(以下、「支給決定障害者等」という。)から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 法定代理受領を行わない居宅介護等を提供した際は、支給決定障害者等から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
  - 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

(1)通常の事業の実施地域を越えてから片道 15 キロメートル未満 600 円

(2)通常の事業の実施地域を越えてから片道 15 キロメートル以上 1,000 円

- 4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、三沢市、十和田市、及び上北郡の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第10条 現に居宅介護等の提供を行っているときに利用者又は障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

- 第11条 提供した居宅介護等に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した居宅介護等に関し、法の定めるところにより市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
  - 3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第 12 条 事業所は利用者に対する虐待の発生、再発を防止するため早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じるものとする。
- (1)虐待の発生、再発防止、対策を検討する委員会を設置し、定期的(4月、7月、10月、1月)に開催し、従事者へ周知する。
  - (2)従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を年一回以上実施。
  - (3)上記(1)(2)を適切に実施するために担当者を設置する。(サービス提供責任者から選任)
  - (4)成年後見制度の利用支援
  - (5)苦情解決体制の整備

(身体拘束廃止・虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業者は、障害者等の人権の擁護、身体拘束の廃止・虐待の防止等のため委員会及び責任者の設置、苦情解決等の体制整備、従業員に対する身体拘束廃止・虐待防止啓発のための定期的な研修その他必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、従業員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1)採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2)継続研修 年4回

- 2 従業員は、その業務上知り得た利用者又は障害児若しくはその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は障害児若しくはその家族の秘密を保持するため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 5 事業所は、利用者又は障害児に対する居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護等を提供した日から5年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、2006年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2011年5月1日から施行する。
- 3 この規程は、2011年11月1日から施行する。
- 4 この規程は、2012年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、2013年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、2013年10月1日から施行する。
- 7 この規程は、2014年4月1日から施行する。
- 8 この規程は、2014年12月1日から施行する。
- 9 この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 10 この規程は、2016年4月1日から施行する。
- 11 この規程は、2021年4月1日から施行する。
- 12 この規程は、2023年4月1日から施行する。
- 13 この規程は、2024年4月1日から施行する。